

4) 平子先生の安全衛生相談コーナー

Q： 職長教育について、次の事項をお伺いします。

- (1) 職長教育の法的な根拠を教えてください。
- (2) 職長教育の対象となるのはどのような管理者ですか。
- (3) 労働災害防止上の職長の主な役割はどのようなものですか。



A：回答

(1) について

労働安全衛生法第60条に、政令で定める業種に該当する事業場は、新たに職作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対して、厚生労働省令に基づき教育を行わなければならないと規定されています。
なお、政令及び厚生労働省令で定められている事項は、次のとおりです。

ア 政令（労働安全衛生法施行令 第19条）で定める業種。

建設業、製造業（※除外業種）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業。

※製造業のうち、次に掲げるものは除かれます。

- イ 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油製造業を除く。）
ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
ハ 衣服その他の繊維製品製造業
ニ 紙加工品製造業（セロハン製造業を除く。）
ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

イ 厚生労働省令（労働安全衛生規則 第40条）で定める事項。

- i) 労働安全衛生法に基づき安全又は衛生のために教育する事項。
- ii) 安全又は衛生のための教育に必要な事項と必要な時間（合計12時間）
 - ① 作業方法の決定及び労働者の配置に関する事項（2時間）。
 - ② 労働者に対する指導又は監督の方法に関する事項（2.5時間）
 - ③ リスクアセスメントの実施とリスク低減化の措置に関する事項（4時間）
 - ④ 異常時における措置に関する事項（1.5時間）
 - ⑤ その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事項（2時間）

(2) について

職長（監督者）は、上司（管理者）の指示を受け、部下（一般作業者）を直接指導・監督し、職場の安全作業の確保や安全衛生活動を推進する者です。

職長は監督者を指す総称で、事業場によっては作業長、班長、工長、チームリーダー等と呼ばれています。いずれの名称においても現場で指導・監督する監督者として対象となります。

(3) について

職長（監督者）は、職場の安全衛生管理の要（キーパーソン）であり、作業に熟達している第一線の責任者として部下への適切な指導・監督により、安全衛生を先取りし労働災害を防止するため、不安全状態や不安全行動等の危険有害要因を事前に排除することが主な職務及び役割となっています。

なお、職長の職務の遂行に当たっては、次の事項に留意する必要があります。

- ① 仕事に精通し、監督能力の向上に努め、作業者にやる気を起こさせるよい指導を心掛ける。
- ② 社内規程や遵守事項を率先垂範し、指導する。（守る、守らせる、見逃さない）
- ③ 定められた服装や保護具の使用等の監視を怠らない。
- ④ 不安全行動や不安全状態を発見したら、その場で適切な措置を講じる。
- ⑤ 人間関係や健康状態の問題等について、対話や声掛け等によりいつもと違う部下の把握に努め、早急に対応する。